様式第１号（第２条２号関係）

ふるさとくまもと応援寄附金感謝の品等提供事業者登録申請書兼誓約書

　　年　　月　日

熊本県知事　様

　ふるさとくまもと応援寄附金感謝の品等提供事業者登録要項第２条第２号の規定に基づき、感謝の品等を提供する事業者としての登録を申請し、登録要項及び以下の誓約事項（裏面参照）について誓約します。

（１）申請者情報

|  |  |
| --- | --- |
| 法人・団体名等  （主な業種） | （主な業種：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 本社・本店事務所住所等 | 〒  （所在地）　　　県　　　　市  電話番号 |
| 代表者役職・氏名（ふりがな）・生年月日 | 代表者職氏名  印  生年月日 |
| 県内支社・支店・事業所等の名称、屋号又は商号 |  |
| 県内支社・支店・事業所等の住所 | 〒  （所在地）　　　県　　　　市  電話番号 |
| 県内支社・支店・事業所等の責任者の役職・氏名（ふりがな） | 〒  （所在地）　　　県　　　　市  印  責任者職氏名  電話番号 |
| 担当者氏名（ふりがな）・電話番号・電子メールアドレス | 担当者氏名  電話番号  電子メールアドレス |

（２）添付書類

・税金の未納がないことの証明書（国税）　　原本１部

・納税証明書（県税）（２８号様式）　　　　 原本１部

・その他必要書類

（記入方法）個人の場合、自署によらない場合は、記名・押印すること。法人・団体の場合、権限のある役職者の記名部分に押印（法人実印等）すること。

お預かりした個人情報は、「ふるさとくまもと応援寄附金感謝の品等提供事業者登録要項」に定める事務のみに使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

［誓約事項］

１　登録要項に基づく申請書、提出資料等、全て事実と相違なく、登録要項に求める要件を全て満たしており、登録後も登録要項に定める事項（改正後の登録要項も含む）を遵守します。

２　登録要項の要件の確認のため、納税の状況、暴力団としての関係、感謝の品等の生産、製造等の状況など、関係機関（取引関係者も含む。）に対して県が必要な調査を行うことについて同意します。

３　感謝の品等については、生産、製造、提供及び適正な品質管理体制を整備するとともに、感謝の品等の品質、流通、提供等において事故等の問題が生じたときや、平成31年総務省告示第179号（以下「総務省告示」という。）や個人情報の保護に関する法律、食品表示法などの法令に違反し損害が生じたときは、当方が全て責任を負います。

４　登録事業者の要件に適合しなくなった（登録後に要件が変更された場合を含む。）と判断され感謝の品等提供事業者の登録が取り消された場合や、感謝の品等の他の事業者との重複や審査の結果、感謝の品等に登録しないこととなった場合など、県が事業者登録または感謝の品等の取扱いを廃止したとしても、一切異議を申し立てません。

５　感謝の品等の提供に当たっては、総務省告示を満たすものを提供するとともに、県の指示に従います。また、感謝の品等の取引関係者に対して、県の感謝の品等として提供することや、感謝の品等の提供の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認められるときは、県が実地調査等を行う場合があることなどについて、予め了解を得ます。

６　関係書類（総務省告示や食品表示法などにおいて遵守すべき事項が記載された書類等）を整備し、最低２年間保存します。なお、登録が取り消された場合についても取消日から最低２年間保存します。

７　県へ提出した事項に変更がある場合や登録要項に該当しなくなった場合は、速やかに県に届け出ます。

８　熊本県のＰＲのためのリーフレット等の同梱などを県が依頼した場合、送料に変更がない範囲でできる限り協力します。

様式第２号（第２条３号関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　税第　　　号

　令和　　（　　　）年　　月　　日

ふるさとくまもと応援寄附金感謝の品等提供事業者

（登録決定・申請却下・登録取消）通知書

（法人・団体の名称　代表者役職・氏名）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　熊本県総務部市町村・税務局税務課長

ふるさとくまもと応援寄附金感謝の品等提供事業者登録要項第２条第３号の規定に基づき、（登録を決定・申請を却下・登録を取消）します。

申請又は登録事業者情報

|  |  |
| --- | --- |
| 本社・本店事務所住所等 | 〒  （所在地）　　　県　　　　市  電話番号 |
| 登録事業者番号 |  |
| 登　録　日 | 令和　　　（　　　　　）年　　　月　　　日 |
| 備　考 |  |

様式第３号（第２条４号関係）

ふるさとくまもと応援寄附金感謝の品等提供事業者

（登録変更・廃止）届

　年　　月　日

熊本県知事　様

　　（登録事業者名）

ふるさとくまもと応援寄附金感謝の品等提供事業者登録要項第２条第４号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

登録事業者情報

|  |  |
| --- | --- |
| 登録事業者番号 |  |
| 変更内容又は廃止期日 |  |

※個人の場合、自署によらない場合は、記名・押印すること。法人・団体の場合、記名・押印すること。

お預かりした個人情報は、「ふるさとくまもと応援寄附金感謝の品等提供事業者登録要項」に定める事務のみに使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

※平成３１年総務省告示第１７９号

（法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号の総務大臣が

定める基準）

第五条 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。

四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

七の二 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。